

【滋賀県委託事業】

令和 8 年度 在宅看護・介護の現場における暴力・ハラスメント対策事業
基礎研修 開催要項

1. 研修目的

在宅看護・介護の事業所において、暴力・ハラスメント対策の基本的知識・最新情報と対応に必要な知識を習得することを目的とする。

2026 年 10 月 1 日からの労働施策総合推進法の改正による、カスタマーハラスメント(カスハラ)対策の義務化についての学びを深める機会とする。

2. 実施方法 オンデマンド配信

3. 配信・申込期間 2026 年 8 月 27 日 ～ 12 月 31 日

4. 申込方法

滋賀県看護協会 研修申込サイトより申込のこと

5. 対象者 滋賀県内の医療・介護の現場で働くすべての職種の方

6. 定員 制限なし

7. 受講料 無料

8. 注意点

管理者研修を受講される方は、10 月中旬までに必ず基礎研修の閲覧を完了してください。

【問合せ先】

公益社団法人滋賀県看護協会 訪問看護支援センター

〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目 11-51

TEL 077-564-6708 / FAX:077-562-8998

E-mail:svn-shien@shiga-kango.jp 担当 南